
3013. 輸出申告等一覧照会

| 業務コード | 内 容 |
|-------|-----------|
| IES | 輸出申告等一覧照会 |

1. 業務概要

以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）の内容及び手続き状況を照会する。

本業務は該当輸出申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

①輸出申告~~（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を含む）~~（貨物が搬入前に行われた申告（以下、「搬入前申告」という。）を含む。）

②積戻し申告

③輸出予備申告

~~④積戻し予備申告~~

~~⑤コンテナ扱い申出（コンテナ扱い申出兼予備申告を含む）~~

~~⑥~~③特定輸出申告

④特定委託輸出申告

⑤特定製造貨物輸出申告

~~⑦~~⑥展示等積戻し申告

~~⑧~~⑦輸出マニフェスト通関申告（搬入前申告を含む。）

~~⑨~~⑧輸出許可内容変更申請（特定委託輸出許可内容変更申請及び特定製造貨物輸出許可内容変更申請を含む）

~~⑩~~⑨積戻し許可内容変更申請

~~⑪~~⑩特定輸出許可内容変更申請

~~⑫~~⑪展示等積戻し許可内容変更申請

~~⑬~~⑫輸出マニフェスト通関許可内容変更申請

照会種別として以下の指定ができる。

(1) 事項登録一覧（照会種別「A」）

「輸出申告事項登録（EDA）」後、輸出申告等が行われていない申告等番号に係る情報を照会する。

(2) 申告一覧（照会種別「B」）

輸出申告等~~（予備申告を除く。）~~（搬入前申告を含む。）が行われた申告等番号に係る情報を照会する。（輸出等許可済から輸出等許可内容変更申請承認済の情報を含む。）

(3) 搬入時申告一覧（照会種別「C」）

搬入時申告の旨が登録された申告等番号に係る情報を照会する。

(4) 開庁時申告一覧（照会種別「D」）

開庁時申告（搬入前開庁時申告を含む。）の旨が登録された申告等番号に係る情報を照会する。

(5) 未許可申告一覧（照会種別「E」）

~~申告後~~輸出申告等後（搬入前申告を含む。）、許可前の申告等番号に係る情報を照会する。

~~（6）予備申告済未申告一覧（照会種別「F」）~~

~~予備申告後、本申告前の申告等番号に係る情報を照会する。~~

~~（7）コンテナ扱い申出済未適用一覧（照会種別「G」）~~

~~コンテナ扱い申出が行われ、適用または不適用となっていない申告等番号に係る情報を照会する。~~

~~（8）コンテナ扱い申出適用済未申告一覧（照会種別「H」）~~

~~コンテナ扱い申出適用後、申告前の申告等番号に係る情報を照会する。~~

2. 入力者

(1) Sea-NACCSの場合

税関、通関業

(2) Air-NACCSの場合

税関、代理店、通関業

3. 制限事項

1回での照会件数は最大200件とする。

なお、200件を超える場合は、照会情報を再度送信することにより次の200件を照会する。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が税関以外の場合で、入力者と異なる利用者の照会を行う場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、出力情報出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告等番号抽出処理

照会種別毎に表1のすべての抽出条件に該当する申告等番号を抽出する。

表1. 申告等番号抽出条件 (○: 抽出条件項目)

| 項番 | 抽出条件 | 照会種別 | | | | | | | |
|------------------|---|------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | A | B | C | D | E | F | G | H |
| 1 | 入力された照会対象年月日=申告(予定)年月日である | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ | | |
| 2 | 入力された照会対象年月日=コンテナ扱い申出年月日である | | | | | | | ⊖ | ⊖ |
| 3 2 | 入力された通関業者コード=事項登録業務を行った入力者である | ○ | | | | | | | |
| 4 3 | 入力された通関業者コード= 申出 申告者である | | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ | ⊖ | ⊖ |
| 5 4 | 入力されたあて先官署コードが輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ | ⊖ | ⊖ |
| 6 5 | 入力されたあて先部門コードが輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ | ⊖ | ⊖ |
| 7 6 | 輸出等申告済である (搬入前申告を含む) | | ○ | | | ○ | | | |
| 8 7 | 輸出等申告がされていない | ○ | | | | | ⊖ | | ⊖ |
| 9 8 | 輸出等許可がされていない | | | | | ○ | | | |
| 10 9 | 搬入時申告の旨が登録済である または輸出等予備申告(貨物搬入時本申告自動起動)が登録済である | | | ○ | | | | | |
| 11 10 | 搬入時申告の旨が登録されていない | ○ | | | | | | | |
| 12 11 | 開庁時申告 (搬入前開庁時申告を含む) の旨が登録済である | | | | ○ | | | | |
| 13 12 | 開庁時申告の旨が登録されていない | ○ | | | | | | | |
| 14 | 輸出等予備申告済である | | | | | | ⊖ | | |
| 15 | 輸出等予備申告がされていない | ⊖ | | | | | | | |

| 項番 | 抽出条件 | 照会種別 | | | | | | | | |
|------------------|--|------|---|---|---|---|--------------|--------------|--------------|--|
| | | A | B | C | D | E | F | G | H | |
| 16 13 | 変更事項登録または申告・申請撤回等が行われた無効な情報として登録されていない | | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ | ⊖ | ⊖ | |
| 17 | コンテナ扱い申出済である | | | | | | | ⊖ | | |
| 18 | コンテナ扱い申出が適用となっていない | | | | | | | ⊖ | | |
| 19 | コンテナ扱い申出が不適用となっていない | | | | | | | ⊖ | | |
| 20 | コンテナ扱い申出が適用されている | | | | | | | | ⊖ | |
| 21 14 | 入力された代理店コードが輸出申告DBに登録されている代理店コードである 入力された代理店コードが輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊖ | | | |

A：事項登録一覧

B：申告一覧

C：搬入時申告一覧

D：開庁時申告一覧

E：未許可申告一覧

~~F：予備申告済未申告一覧~~

~~G：コンテナ扱い申出済未適用一覧~~

~~H：コンテナ扱い申出適用済未申告一覧~~

(3) 出力情報編集出力処理

申告等番号抽出処理により抽出された申告等番号について編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
|---------------------|---|-----|
| 輸出申告等一覧照会情報 | (1) 税関が本業務を行った場合 (2) 民間利用者がSea-NACCSで本業務を行った場合 | 入力者 |
| 輸出申告等一覧照会情報 (民間) | 民間利用者がAir-NACCSで本業務を行った場合 | 入力者 |

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

| 指定する画面コード | 選択条件 |
|-----------|--------------|
| SEA | 海上の申告を照会する場合 |
| AIR | 航空の申告を照会する場合 |

(2) ~~特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告で許可保留の状態になった場合は、申告一覧(照会種別「B」)および未許可申告一覧(照会種別「E」)に出力される。~~

~~(3) 代理店、通関業両方の資格を持つ利用者が本業務を行った場合は、通関業として処理を行う。~~